

自転車もルールを守って安全運転！

自転車の交通違反は事故へ直結する危険な行為です。
 自転車安全利用五則を守って事故に遭わない・起こさないように
 しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先！
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って安全確認！
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止！
- 5 ヘルメットを着用！



令和5年4月から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

大人も子どももヘルメットをかぶって交通事故から身を守りましょう♪

5月は
自転車月間です

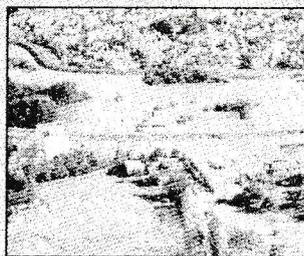
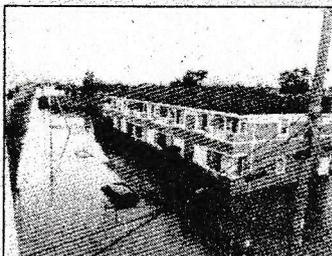
きるぽら

川口警察署
 ☎048-253-0110
 川口駅前交番
 ☎048-226-5150

6月から「出水期」を迎えます。

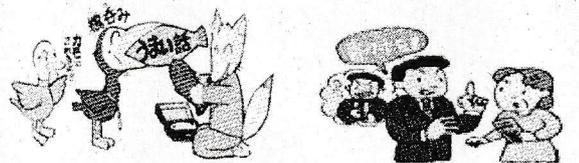
集中豪雨、台風等により、都市部でも洪水の危険性が高まります。

自宅や職場から近い避難場所や安全な避難ルートを把握しておきましょう！！



悪質商法にご用心！

- うまい話、絶対儲かる話には、必ず大きな落とし穴がある
- 一人で判断せず、家族・知人・相談機関に相談を
- 悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます
- あいまいな返事をせず、まっぴり、はっきりと断る



ご相談は…けいさつ相談センター #9110
 または 048-822-9110

交番の主な取扱い

| | |
|----------------|-----|
| 器物損壊 | 3件 |
| 人身事故 | 7件 |
| 物件事故 | 30件 |
| 自転車盗 | 9件 |
| オートバイ盗 | 0件 |
| 車上狙い | 1件 |
| (3/1～3/31) 手集計 | |

警察事務職員（上級）募集
 採用センター
 0120-373514
 詳細は埼玉県警察ホームページをご確認ください

交番のぼれ話～樹(じゅ)モール～

川口駅東口の活気あふれる目抜き通り。
 地場産業である植木と鋳物を街づくりに取り入れ、ところどころにベンチやユニークな彫像が置かれています。電線を地中化しており空間が広く感じられる点も特徴です。

平成5年（1993年）には国土交通省の手づくり郷土賞を受賞しました。

大手チェーン店が並ぶ一方、個人経営の商店も軒を連ね、幅広い客層に愛されています。